

事業により対象となる方が異なりますので、ご確認ください

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 世帯員が全て65歳以上で構成されている世帯の方
- ③ 世帯員が65歳以上と身体障害者手帳1級もしくは2級の方で構成されている世帯の方
- ④ 身体障害者手帳1級もしくは2級の方で構成されている世帯の方
- ⑤ 65歳以上の方で同居する方の就労等で日中をひとりで生活する方

### 救急情報キット配布事業

救急時の迅速な対応のために、「救急あんしん君」とマグネットを無料で配布しています。

「緊急連絡先」や「かかりつけ医」などを記入した救急情報登録連絡書を容器【救急あんしん君】に入れ、冷蔵庫に保管していただきます。

対象 ①～③いずれかに該当する方



▲救急あんしん君

### 高齢者配食サービス事業

加齢、心身の障害、傷病等により食事の用意をすることが不自由なひとり暮らしの高齢者の方にお弁当(昼)の配達を行います。

対象 ①②③⑤いずれかに該当する方

**配達日** 祝日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間のうち、心身の状況等により適当と認められる食数を配達します。

**利用料** 所得状況により配食代の一部を負担していただきます

区分	対象要件	利用料
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者または支援給付受給者であること</li> <li>・高齢福祉年金を現に受給している者であって、世帯全員が市民税非課税であること</li> <li>・前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者であって、世帯全員が市民税非課税であること</li> </ul>	1食につき 300円
2	区分1のいずれにも該当しないこと	1食につき 400円

### 緊急通報システム事業

家庭内で急病などになったとき、ペンダントの形をした機械のボタンを押すだけで、緊急通報センターに通報できます。

対象 ①～④いずれかに該当する方

**設置および利用料** 所得税課税年税額に基づき費用を負担していただきます。ただし、生計中心者が前年所得税非課税の場合は、無料。

※利用にあたっては、緊急時に通報センターからの依頼により、利用者宅へ15分～20分程度で駆けつけられる協力員の方3名(うち1名は、民生委員)の氏名・住所・連絡先等の登録が必要です。

### ひとり暮らし老人登録

65歳以上でひとり暮らしをされている方に、市へのひとり暮らし老人登録をお勧めしています。

登録をすると、病気などの緊急時に、本人に代わり緊急連絡先に登録してある方へ連絡をいたします。また、各民生委員が日ごろから訪問等を通じて安否確認を行うこともあります。

### 寝具洗濯乾燥サービス事業

寝具の洗濯・乾燥サービスを行っています。

対象 市民税非課税世帯で、市内に居住し在宅で生活している次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上のひとり暮らしの方
- ・世帯員が全て65歳以上で構成されている世帯で、介護保険で要介護1～5と認定された方

利用料 無料

※申請方法・実施時期については、「市政のひろば」7月号でお知らせします。

### 家族介護用品支給事業

紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用品を支給します。

対象 次のすべてに該当する方

- ・要介護者及び介護者が市民税非課税世帯の方
- ・介護保険で要介護4または5と認定された方を、在宅で介護されている家族の方

**支給限度額** 年間7万5000円分まで

※申請方法・実施時期については、「市政のひろば」6月号および12月号でお知らせします。

### 家族介護継続慰労金支給事業

要介護認定が4または5の在宅高齢者を介護している家族に対し慰労金を支給します。

対象 要介護認定が4または5の認定を受けている市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けなかった者を現に介護している家族の方

支給額 10万円

### 外国人高齢者福祉手当

日本国籍を有しない大正15年4月1日(1926年)以前に出生した方で、公的年金等の受給をされていない方が対象となります。

ただし、養護老人ホーム等の施設に入所されている方や生活保護法により保護を受けている方等は対象となりません。

### 支給要件

- ・昭和57年1月1日以前から引き続き、旧の外国人登録法に基づき登録をされ、平成24年7月9日以降引き続き、住民基本台帳に記録されている
- ・本市に引き続き1年以上居住している

支給額 1カ月 5000円

### 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度事業

社会福祉法人等による介護（介護予防）サービス利用者負担額の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を軽減します。

**対象** 市民税非課税世帯で次のすべてに該当する方

- ・年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ・預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族等に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

### 対象サービス

- ・訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ・通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）
- ・短期入所生活介護・介護予防短期入

所生活介護（ショートステイ）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ※ただし、軽減する旨を申し出た社会福祉法人等によるサービスに限りません。

### 介護支援ボランティア

この制度は、高齢者の皆さんに、ボランティア活動を通して自発的に地域貢献をしていただきながら、ご自身の健康増進や介護予防に繋がっていただくことを目的としています。また、その活動に応じてポイントが支給され、そのポイントを活用することができます。

### 対象

市内在住の65歳以上の方（津島市介護保険第1号被保険者）

### 活動の流れ

- 1 ボランティア登録**  
社会福祉協議会でボランティア登録をし、「ボランティア手帳」を受け取ります。
- 2 ボランティア活動**  
指定された施設や団体などでボランティア活動をします。
- 3 手帳にスタンプをもらう**  
ボランティア活動終了後、活動先で手帳にスタンプを押してもらいます。（30分程度の活動で1スタンプ、1日4スタンプが上限）
- 4 集めたスタンプを評価ポイントに交換**  
スタンプを押した手帳を市社会福祉

協議会に提示し、評価ポイントに交換します。

### 5 評価ポイントの活用

評価ポイントを活用し、1ポイント1円相当で還元します（上限は年間5000円）。

スタンプ数	交換ポイント
10～19	500
20～29	1,000
30～39	1,500
40～49	2,000
50～59	2,500
60～69	3,000
70～79	3,500
80～89	4,000
90～99	4,500
100～	5,000

※評価ポイント還元時に介護保険料の未納・滞納がない方が対象となります。なお現金ではなく、寄付または地域振興券での還元となります。

### 地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などが、関係機関と連携を図りながら、介護予防マネジメントや高齢者や家族に対する総合相談、高齢者虐待防止事業、権利擁護事業など、様々なサービスを利用できるよう、高齢者のみなさんへの支援を行います。必要に応じて訪問による相談も実施します。

### ○北地域包括支援センター

（高齢者相談センター「さくら」）  
古川町2-56（グループホームふるかわ隣） ☎22-477-1

○中地域包括支援センター

（高齢者相談センター「おあしす」）  
南新開町1-98（老人保健施設六寿苑隣） ☎23-34633

○南地域包括支援センター

（高齢者相談センター「いきいき」）  
唐臼町半池72-6（特別養護老人ホーム恵寿荘内） ☎32-3066

### 介護予防・日常生活支援総合事業

津島市では平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。介護保険サービスの要支援1・2の方の通所介護サービスおよび訪問介護サービスが、左記の事業で行われることとなります。また、介護認定をお持ちでない方も、基本チェックリストにて、サービスが必要と判定されましたら、この事業を受けることができます。

- ①通所型サービス
- ②訪問型サービス
- ③生活支援サービス

この3事業の開始に向けて、現在受けているサービスよりもきめ細やかに提供できるよう、地域包括ケアシステム推進協議会にて準備を行っております。詳細が決まりましたら市政のひろばなどで随時お知らせいたします。